# 2023 年度 大阪公立大学個別学力検査(一般選抜 後期日程) 小論文 法学部「解答例」

## 第1問

#### 間1

法の「可能な解釈」は、授権された一定の枠内でおこなわれるが、法は言葉でできているため、その意味の限界線は枠というほどはっきりしていない。そこで筆者は、法を富士山の形にたとえ、山頂が法の言葉の中心的意味であり、解釈は言葉の意味だけで形式的に正当化できるが、そこから離れ裾野に近づいていくにつれて、つまり言葉の中心的意味から離れていけばいくほど、言葉の意味を補う実質的な正当化が要求されると説明している。(200 字)

#### 間2

法解釈という作業は、実在の認識ではなく、これを評価しはたらきかけることであることから、法解釈学説の内容を決定するのはもっぱら解釈をおこなうものの価値観といえる。とすると、複数存在しうる学説は、各人の価値判断であるからその優劣をつけることはできないのではないかという問題(価値判断の客観性の問題)が出てくる。しかし、専門家と素人の解釈の差のように、価値観の違いとは区別された法解釈そのものの優劣はありうる。

「良い」法解釈とは、さまざまな制度に関連づけられ、その一つ一つの制度が破綻なく運行する「良い」モデルの有機的一部を構成する解釈であるといえる。学説とはこうした制度モデルの提案であり、法創造行為である。しかし、制度それ自体は道具にすぎず、どのような目的のためにでも利用されうることから、制度が社会技術として有効であればあるほど、悪魔的目的のために奉仕することもありうる。それは、奴隷制や絶対君主制、あるいは植民地支配や思想警察のような体制において、有能な法律家が社会技術者としてそのブレーンとなったことをみても明らかである。

したがって、「良い」制度が、超法的価値からみて良いものであるかどうかは一概には判断できず、「良い」法解釈の問題もまた実定法的価値からするその「良さ」の問題にとどまることはできず、超実定法的価値、たとえば自然法のようなものを持ち出してこなければ判断できなくなるというものである。(601 字)

## 第2問

## 問1

社会保障制度が整っていない社会では、移民が増加して労働条件が悪化しても、国内労働者は、そうした条件で働かなければならないので労働市場から退出することはない。そのような状況の下で賃金の水準が固定的である場合、かりに移民が国内労働者よりもより劣悪な労働条件で働くのであれば、雇用者は国内労働者を移民労働者に置き換えようとする可能性が高い。そのため、こうした社会では、移民の増加は失業の増加を引き起こす。(199 字)

#### 問2

古典的な労働力の需給関係の理論によると、移民労働者の増加は労働力供給の増加を意味する。そのため、供給が需要を上回ることにより、国内の労働者が雇用を失ったり、賃金の低下が生じることとなる。想定される影響は労働市場や社会保障制度の状況などによって変わり、影響の対象や影響の大きさ

は多様であるものの、移民の増加によって労働市場の構造が変化し、国内労働者の労働条件に影響を 与えることが想定される。

これに対して、二つの労働市場理論によると、まず、労働市場は安定的な雇用契約にもとづく高賃金の第一次労働市場と、短期的な雇用契約にもとづく、低賃金の第二次労働市場に分けられる。企業にとって、第二次労働市場の労働力は人件費の抑制や生産量の調整の際のバッファの確保に必要であるため、欠くことができないものである。しかし、第二次労働市場の雇用は賃金や労働条件が悪く、雇用も短期的であるため、国内労働者は第二次労働市場で働くことを避ける傾向がある。そのため、移民労働者は、こうした需給のギャップを埋める形で企業から求められて流入したと考えられる。すなわち、移民が増加したのは、日本の労働市場の構造が生み出した帰結であるととらえる。

このように、古典的な労働力の需給関係の理論が、移民の増加によって労働市場の構造が変化すると考えているのに対して、二重労働市場理論は、逆に、労働市場の構造が移民の増加をもたらすと考えている。(598 字)